破産手続終結及び免責許可決定

令和６年（フ）第２０３号
岩手県花巻市双葉町７番24号、開始決定時の住所東京都荒川区南千住４丁目９番３―1602号　武藤方（前住所）岩手県上閉伊郡大槌町大槌第10地割52番地１
破産者　山岸　　一
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第３７５号
盛岡市猪去米倉45番地
破産者　木村　悦子
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第３０７号
北海道旭川市本町２丁目437番地の80　トキワの森　206
破産者　荒谷　美奈
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３４５号
北海道旭川市大町２条11丁目66番地の24
破産者　鈴木　伸哉
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４５号
岩手県花巻市高木第20地割200番地220、開始決定時の住所盛岡市湯沢西三丁目７番２号
破産者　牛崎　祥子
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和６年（フ）第１２４２号
宮城県大崎市松山金谷字駅前東８番地12、破産開始決定時の住所仙台市泉区市名坂字清水端59番地の２　ボヌール・ヒルズ市名坂Ｇ101
破産者　伊東　光男
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１０７１号
宮城県登米市豊里町二ツ屋172番地２、従前の住所仙台市宮城野区銀杏町23番13号　グランディール銀杏町202
破産者　佐々木　浩
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１０７２号
宮城県登米市豊里町二ツ屋172番地２、従前の住所仙台市宮城野区銀杏町23番13号　グランディール銀杏町202
破産者　佐々木孝子
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１５４号
宮城県東松島市矢本字上河戸94番地４　ＳＵＣＲＥ　ＶＩＬＬＡ　Ｉ―Ｉ
破産者　木村　美江
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第１９８号
福島県伊達郡川俣町字壁沢23番地県営壁沢団地25―１、従前の住所福島市笹谷字南金屋22番地の３
破産者　千葉　景美
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和５年（フ）第２１９号
茨城県ひたちなか市はしかべ１丁目21番14号
破産者　佐々木和紀
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第２１０４号
埼玉県川口市東領家３丁目26番６号　グランシャリオ101号、旧住所埼玉県新座市栄５丁目６番５号　第三グリーンハイツ105号室
破産者　関田　真郎
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第６３８号
神奈川県平塚市片岡888番地の28
破産者　佐藤　詩奈
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第４７６号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央２丁目14番地７　レジデンス内藤202
破産者　佐久間紀明
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第２２０７号
愛知県あま市坂牧北浦12番地
破産者　林　　安彦
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３３３３号
愛知県小牧市大字林1754番地19
破産者　岡本　孝示
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９号
広島市中区東千田町１丁目１番55―4309号
破産者　三戸誉士雄
１　決定年月日　令和８年９月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部